



下関市立宇賀小学校

いじめ防止基本方針



令和4年3月改定版

下関市立宇賀小学校

目 次

はじめに

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) いじめの認知
- (2) いじめの理解及び特徴
- (3) いじめの分類

2 校内体制の確立

- (1) いじめ不登校防止対策委員会
- (2) 児童理解の会
- (3) 中学校校区生徒指導連絡協議会

3 未然防止の取組

- (1) 心を磨き合う活動の推進
 - ① 学び合う・かかわり合う学習活動の推進
 - ② 学習規律の定着
 - ③ 朝の読書や朝学の充実
 - ④ 縦割り活動（異学年班活動）の充実
- (2) 基本的な生活習慣の育成の推進
 - ① 挨拶の励行
 - ② 身の回りの整理整頓（校内環境整備）の推進
 - ③ 規則正しい学校生活・家庭生活の推進
 - ④ 落ち着きのある学校生活の推進
- (3) 児童会活動の充実
- (4) 校内研修の充実
 - ① いじめ問題を取り上げた校内研修の充実
 - ② いじめ問題に関する研修会への積極的な参加
 - ③ いじめ問題に対する職員の意識高揚
 - ④ 児童理解の会の実施
- (5) 保護者・地域・関係機関との連携

4 早期発見の取組

- (1) 日常的な行動のきめ細やかな観察
- (2) 日記や作文からの情報収集
- (3) いじめアンケートの実施
- (4) 教育相談の充実

5 解決に向けた取組

(1) 初期対応

- ① いじめ発覚直後
- ② 対応チームの結成
- ③ 関係児童生徒への聞き取り
- ④ いじめ・不登校防止対策委員会の招集
- ⑤ 対応上の留意点

(2) 中期・長期対応

- ① 当該児童の見守りと継続的な指導
- ② 対応上の課題分析と指導体制の強化
- ③ いじめ防止基本方針の見直し・改善
- ④ 進級・進学に伴う引き継ぎ
- ⑤ コミュニティ・スクール学校運営協議会への報告と支援要請
- ⑥ 関係機関等と連携した対応

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

(1) 未然防止

- ① 情報モラル教育の充実
- ② 家庭・地域への啓発活動

(2) 初期対応

- (3) 被害拡大の防止
- (4) 関係機関との連携

7 いじめの解消について

8 重大事態への対応

- (1) 学校（学校長）もしくは当該児童又は当該児童保護者から、市教委にいじめの報告。
- (2) 市教委が、市長に重大事態の発生を報告する。
- (3) 市教委が、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定する。
- (4) 調査組織による調査を実施する。（学校主体 市教委主体にかかわらず）
- (5) 教育長に調査結果を報告する。
- (6) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。
- (7) 教育長が調査結果を受け、必要な措置を講じる。
- (8) 調査結果を市長に報告する。

9 その他の重要事項

はじめに

人間は、人との関わりにおいて成長できる。そして、人と人とのつながりの中においてこそ、幸福感を感じ、より一層、人として高まっていくものである。

しかしながら、昨今では、学校現場等において「いじめ」という深刻な問題が起きている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

ここに「宇賀小学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たり、教職員においては、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる問題である。」ことを常に意識して児童に接することを再確認したいと考える。また、学校が、児童・保護者・地域から信頼される存在となるためには、いじめ問題を含め、あらゆる職務上の知識・技能に対して今以上に研鑽していくことに努めなくてはならないと考えている。以上の点を踏まえ、教職員、児童、保護者・地域が一丸となって、いじめのない明るく楽しい宇賀小学校をめざして取り組んでいきたい。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【「いじめ防止対策推進法」第2条第1項】

いじめは、いじめを受ける側の人としての尊厳を傷つけ、人として生きる活力をも奪う、人間として許されない非道な行為であり、いじめる側が例えどのような理由付けをしようと決して許されるべきものではない。

本校においては、いじめに対して、

- ①いじめを起こさない（いじめの防止）
- ②いじめを見過ごさない（いじめの早期発見）
- ③いじめを許さない（いじめへの対応）

を3つの柱として取り組み、児童の健やかな成長と人格形成を図るとともに、児童の人としての尊厳、人権を守っていききたい。

（1）いじめの認知

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる

（２）いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

＊嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成２８年６月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015」）

このため、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

（３）いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の３つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情により添った対応をする。

① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

② 教育課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、又は「重大事態」に至る可能性のあるもの。

2 校内体制の確立

校内体制において、最も重視すべきことは「全校体制」で取り組むことである。決して、該当教職員だけが抱え込むことがあってはならない。また、教職員だけでなく、児童・保護者・地域・関係機関とも連携の輪を広げていくことも大切である。

また、学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い環境の醸成に取り組まなければならない。

(1) いじめ・不登校防止対策委員会

- ・ 構成員として、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、(該当教職員)等(事案の内容によっては、早期対応のため、S C、S S W、市教委担当主事、民生委員等の出席を求める。)
- ・ 定期的に情報交換を行う。いじめ発見時には、迅速に対策委員会を開く。
- ・ 校内におけるいじめ防止対策の企画・立案・実施・見直し、いじめ発見時の対応の検討やその後の対応について協議する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修の企画・実施
- ・ 「下関市立宇賀小学校いじめ防止基本方針」の見直し等

(2) 児童理解の会

- ・ 本校教育に関わる全教職員で構成
- ・ 毎週夕会終了後 16:00～
- ・ 各学級担任から児童の様子を報告を行い、学校生活の気付きについて協議する中で、情報を共有すると共に管理職は指導・支援を行う。

(3) 学校評価による評価・検証・改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

(4) 中学校区生徒指導連絡協議会

- ・ 夢が丘中学校区の生徒指導担当者が、情報交換と協調歩調をとって取り組むことなどについて話し合う。
- ・ 小小連携・保小連携に組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を全教職員が協働して取り組む体制をつくる。

3 未然防止の取り組み

■本校児童の実態

本校児童は、穏やかで言葉遣いも柔らかい。学年を超えてお互いが声を掛け合いながら助

け合う姿が見られる。その反面、児童の発達段階によっては、心ない言動が見られる時もある。

(1) 心を磨き合う活動の推進

①学び合う・かかわり合う学習活動の推進

道徳科を含む各教科や特別活動において、自分と他人、自分とその学習内容、自分とその事象・できごとなど、自分との関わりを意識させた学習展開を取り入れることにより、人を思いやる心や生命や人権を尊重する心など豊かな心を培う。話し合う活動を積極的に行い、友だちの考えのよさに触れ、思考したり判断したりする力を伸長させる。

②学習規律の定着

話を聞く姿勢、話し方、学習用具、話合いの仕方など学習規律が身に付くようマニュアルを用いて指導に力を入れる。また、夢が丘中学校区小中連絡協議会などを通して、中学校と学習規律や生活指導について連携する。

③朝の読書や朝学の充実

やまぐち学習支援プログラム、ドリル練習、読書を充実させ、基礎学力の向上を図ることにより、児童が自信をもって学習活動に臨めるようにする。

④たてわり班活動（異学年班活動）の充実

異学年班での清掃活動、給食、児童集会、学校行事などの場面で、さまざまな学年の児童が交流、活動することにより、助け合ったり協力したりしながら思いやりの心を育てる。また、それぞれの活動に教職員も積極的に関わり、児童との信頼関係を築くことに努める。

⑤朝の自主体験活動の充実

朝の委員会活動、係活動、当番活動など児童一人一人に自覚と責任をもたせながら取り組ませることにより、愛校心や所属感、充実感・達成感などの心の醸成を図る。

(2) 基本的な生活習慣の育成の推進

①挨拶の励行（あいさつチャレンジ週間）

児童、教職員ともあいさつの励行を推進することにより、学校生活への信頼感、安心感、所属感を高める。毎月第3週を「あいさつチャレンジ週間」と定め、夢が丘中学校区をはじめとする地域全体であいさつ運動に取り組むなど、啓発活動に積極的に取り組む。

②身の回りの整理整頓（校内環境整備）の推進

児童一人一人の持ち物の整理・整頓に気を配って指導するとともに、下足箱やトイレのスリッパ、掃除道具入れ、掲示物等、学校全体の整理及び環境整備に努める。

全学年児童が協働して花壇づくりや花いっぱい運動を進めることにより、美しい学校づくりを行い、連帯感や愛校心を養う。

③規則正しい学校生活・家庭生活の推進

児童の自主的、自発的行動を促す観点から、児童が先を見越して行動できるよう、時間を守って生活を送ることに、教職員が率先して取り組む。

全校集団登下校で、安全な登下校をさせ、登下校中の児童の人間関係などについて情報を得るために、教職員による輪番制の登下校指導を行う。

④落ち着いた学校生活の推進

教室内での過ごし方、廊下・階段の歩行及び右側通行、特別教室への移動の仕方、場に応じた言葉遣いと声の大きさの指導に努める。

※なお、上記の「基本的生活習慣の育成」については、日常の様子、日常との比較において、いじめの早期発見にもつながると考える。

また、「あいさつ返事日本一・読書いっぱい・進んで考動」の3つのチャレンジ目標については、“児童理解の会”において、現状報告や協議を行う。

（3）児童会活動の充実

言葉遣いや廊下歩行など学校生活の中のさまざまな問題やいじめ問題について、宇賀小会議などを通して全校児童で話し合い、問題を解決しようとする態度を育成する。また、決定したことは各委員会の活動内容に沿って具体的な活動に表れるように支援する。特に、「挨拶」については、重点的に取り組めるように働きかける。

（4）校内研修の充実

①いじめ問題を取り上げた校内研修会の実施

過去に発生した具体的ないじめの事案を題材とするなど、具体的な事例を取り上げ、対応の仕方等について研究協議し、教職員の資質の向上に努める。

②いじめ問題に関する研修会への積極的参加

下関市教育委員会主催の研修会に積極的に参加をし、いじめ問題についての知識、理解を深めるとともに、確実な復伝をすることで全職員に広める。

③いじめ問題に対する職員の意識高揚

いじめに対する捉え方を教職員で共有し、どんな小さな事例であっても解決に向けて持続した指導を行う。

④児童理解の会の実施

定期的な情報交換の時間をもつことで、いじめの早期発見や対策について共通理解を図っていく。

(5) 保護者・地域・関係諸機関との連携

学校だよりなどによる学校情報の提供、PTA総会、PTA常任委員会及び学校運営協議会の各種会合を利用しながら、学校生活の様子を家庭や地域に伝えとともに、家庭や地域での様子を把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

また、児童の欠席や遅刻などについては即座に家庭と連絡を取り合うことを心がける。

※ 学校は、いじめの未然防止・解消に向けて、平素から関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

4 早期発見の取組

(1) 日常的な行動のきめ細やかな観察

未然防止の取組を推進する上で、児童の日常の様子や、日常との比較において観察し、気付いたことは管理職又は生徒指導主任に報告する。

※ 「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせたとしても、いじめの可能性があるので教職員は敏感でなければならない。

(2) 日記や作文からの情報収集

日頃の日記や作文、日々の会話の中から、児童の心の在り方や心の変化をつかむ。いじめが疑われる場合は直ちに対応する。また、学級通信等によって児童の日々の様子を家庭に伝え、学校と家庭で児童の様子について共有する。

(3) いじめアンケートの実施

週1回のアンケート調査（先生あのおねアンケート）を行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。

アンケートを実施する際には、いじめの報告にあっている児童が、周囲の者を気にせずに記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。

アンケートの保管期間は、児童が在籍している間とする。

(4) 教育相談の充実

児童や保護者からの訴えについての相談の他、県教委、市教委が位置付けている毎年10月の「いじめ防止・根絶月間」と連携し、教育相談週間を設定する。児童、保護者共にアンケートを行い、調査を基に、児童一人一人との面談を実施する。

また、養護教諭との連携をさらに充実させるとともに、担任以外の教職員との信頼関係も深めていけるようにする。

5 解決に向けた取組

(1) 初期対応

①いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する。)
- ・報告と情報共有を行った後、直ちに組織的に対応しなければならない。
(特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。)

②対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

③関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて事実が語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に関き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

④いじめ・不登校防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

ア 被害児童とその保護者への対応

イ 加害児童とその保護者への対応

- ウ 他の児童及び保護者への対応
- エ 関係機関等への支援要請（必要に応じてスクールカウンセラーやＳＳＷ、ＧＡ等の外部専門家を活用する）
- オ 本組織の存在及び活動が、児童生徒・保護者に容易に認識される取組に努める。
- カ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

⑤対応上の留意点

- ・ 事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・ 学校外で起こった事案についても、いじめは継続していることも多いため慎重に対応する。
- ・ ものの捉え方、感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点を置く。

ア 被害児童とその保護者への対応

被害児童 ＜共感的理解に基づく指導・支援＞

- ・ 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・ 今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・ 「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・ 本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 ＜家庭訪問による対応＞

- ・ 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・ 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・ 学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

イ 加害児童とその保護者への対応

加害児童 ＜再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い＞

- ・ 叱責や説諭などのみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・ 今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動について話し合い、約束させる。
- ・ 生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・ 被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者 ＜家庭訪問または来校による対応＞

- ・ 管理職を含めた複数の教員で対応する。

- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

ウ 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめ防止等に取り組む。

エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

オ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

（２）中期・長期対応

①当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該児童のきめ細やかな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

②対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

③いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

④進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

⑤コミュニティ・スクール学校運営協議会への報告と支援要請

- ・コミュニティ・スクール学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

⑥関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

（１）未然防止

①情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的に実施する。

②家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やＰＴＡ総会、ＰＴＡ常任委員会、学校運営協議会等を通じてネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

（２）初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

（３）被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

(4) 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

7 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

8 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

【重大事態とは】

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(法第28条第1項第1号)

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間」とは

年間30日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校又は市教委が該当の可否を判断する。

③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※学校が「重大事態とはいえない」としても、市教委は重大事態として対応する。

(1) 学校(学校長)もしくは当該児童または当該児童保護者から、市教委にいじめの報告。

市教委が、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

市教委が「重大事態である」と判断した場合、以下の対応をする。

(2) 市教委が、市長に重大事態の発生を報告する。

(3) 市教委が、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定する。

- a 学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、市教委に調査組織を置き、対処する。
- b 市教委が、学校を主体として調査を行うと判断した場合においても、市教委から指導を受けるとともに、学校の調査組織にG A、S C、S S W等の派遣など、必要な支援を得る。

(4) 調査組織による調査を実施する。(学校主体 市教委主体にかかわらず)

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・いじめられた児童や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような様態であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(5) 教育長に調査結果を報告する。

(6) いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切収集し、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行う。)

(7) 教育長が調査結果を受け、必要な措置を講じる。

- ・教育長が、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

(8) 調査結果を市長に報告する。

9 その他の重要事項

国や県、市の基本方針の見直しがあったとき、また、宇賀小いじめ不登校防止対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性が高まるよう、改定する。

令和4年3月26日改定